

東京都公報

発行
東京都

目次

68

規則

- 東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局文化振興部企画調整課）…一
- 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則……………（福祉保健局障害者施策推進部計画課）…三
- 東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則……………（港湾局離島港湾部管理課）…九

規則

東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第一百号

東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都江戸東京博物館条例施行規則（平成五年東京都規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「施設等」の下に「（同項に規定する施設等をいう。以下同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、伝統芸能、民俗芸能その他伝統的な文化に係る公演等を行うために大ホール及び小ホール並びにその使用に伴い施設等（大ホール及び小ホールを除く。）を使

用しようとする者は、使用申請書（別記第一号様式）を使用月の前十五月以内に知事に提出することができる。

第十一条を第十二条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（利用予納金）

第六条 指定管理者は、条例第六条第四項の規定により利用予納金を收受しようとするときは、利用予納金承認申請書（別記第四号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

別表中「映像ホール」を削る。

別記第一号様式中「企画展示室」を「特別展示室」に

ホ	ール	年	月	日から	日まで	日	・	午前	午後	夜間
---	----	---	---	-----	-----	---	---	----	----	----

大	ホ	ール	年	月	日から	日まで	日	・	午前	午後	夜間
小	ホ	ール	年	月	日から	日まで	日	・	午前	午後	夜間

（※）楽屋 1 2 3 4

（※）楽屋大 1 大 2
小 3（和室）小 1 小 2

附帯設備	ホール用同時通訳設備	年	月	日から	日まで	日	・	午前	午後	夜間
	会議室用同時通訳設備	年	月	日から	日まで	日	・	午前	午後	夜間
設備	電源設備（kw）	年	月	日から	日まで	日	・	午前	午後	夜間

設備	電源設備（kw）	年	月	日から	日まで	日	・	午前	午後	夜間
----	----------	---	---	-----	-----	---	---	----	----	----

附則

(施行期日)

1 この規則は、東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第八十号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。ただし、第十条を第十二条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に一条を加える改正規定、別記第四号様式中「罫」を「罫」に改め、同様式を別記第五号様式とし、別記第三号様式の次に一様式を加える改正規定並びに次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正条例による改正後の東京都江戸東京博物館条例別表第一に規定する施設等の使用に関し、この規則による改正後の東京都江戸東京博物館条例施行規則の規定に基づく必要な手続その他の行為については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都江戸東京博物館条例施行規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都江戸東京博物館条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二号

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平

成三十年東京都条例第八十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あつせんの求め)

第二条 条例第九条第一項に規定するあつせんの求め（以下「あつせんの求め」という。）を行おうとする障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者（以下「障害者等」という。）は、別記第一号様式によるあつせん申立書を知事に提出するものとする。ただし、当該あつせんの求めを行おうとする障害者等が、当該書面の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると知事が認めた場合は、口頭で行うことができる。

2 障害者等は、必要に応じて、あつせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第一項ただし書の規定により口頭であつせんの求めを行う場合には、障害者等は、別記第一号様式に定める事項を陳述しなければならない。

4 前項の規定による陳述を行う場合は、知事の指名する職員は、当該陳述を録取しなければならない。この場合において、当該職員は、録取した書面を、陳述を行った障害者等に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、署名又は記名押印を求めなければならない。

5 障害者以外の者があつせんの求めを行おうとする場合には、当該あつせんの求めが条例第九条第二項第四号の規定に該当しないことを証明しなければならない。

(身分証明書)

第三条 条例第十条第三項に規定する証明書は、別記第二号様式（条例第十一条第四項において準用する場合にあつては、別記第三号様式）によるものとする。

(あつせんの開始)

第四条 知事は、条例第十一条第一項の規定により東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会（以下「調整委員会」という。）にあつせんを付託する場合は、条例第十条第二項に規定する紛争事案の当事者（以下「紛争事案の当事者」という。）に対して、速やかに、その旨を別記第四号様式により通知するものとする。

2 調整委員会は、条例第十一条第二項各号に掲げる場合に該当し、あつせんを行わな

いときは、あっせんの求めを行った障害者等に対して、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。

(あっせん案の提示)

第五条 条例第十一条第七項に規定するあっせん案（以下「あっせん案」という。）の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を紛争事案の当事者に送付することにより行わなければならない。

- 一 あっせん案の内容及び理由
- 二 あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、参考となる事項

(あっせんの終了)

第六条 調整委員会は、条例第十一条第八項の規定によりあっせんが終了したときは、紛争事案の当事者に対して、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。

(あっせんの非公開)

第七条 あっせん案は、公開しないものとする。

(勧告の実施)

第八条 条例第十二条第二項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 勧告の対象となる者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 二 勧告の対象となる者の勧告に係る事業所の住所
- 三 勧告の内容及び理由
- 四 勧告に従う旨又は従わない旨の意思の表明をすべき期限及びその方法
- 五 前四号に掲げるもののほか、参考となる事項

(意見陳述の機会の付与)

第九条 条例第十三条第二項の意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 知事は、条例第十三条第二項の規定により、意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに

相当な期間において、別記第五号様式による意見陳述機会付与通知書により通知するものとする。

(代理人)

第十条 前条第二項の通知を受けた者（以下「通知を受けた者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、通知を受けた者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。代理人がその資格を失ったときは、通知を受けた者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(意見陳述の機会の期日又は場所の変更)

第十一条 通知を受けた者又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は口頭により意見陳述を行う日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は口頭により意見陳述を行う日時若しくは場所を変更することができる。

(口頭による意見陳述の聴取)

第十二条 知事は、通知を受けた者が、口頭により意見を述べるときは、知事の指名する職員は、意見を録取しなければならない。

2 前項の規定による意見を録取した職員は、録取した書面を、陳述人に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、署名又は記名押印を求めなければならない。（意見書の不提出等）

第十三条 通知を受けた者又はその代理人が、正当な理由なく、提出期限までに意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述を行う日時に出席しない場合は、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(公表)

第十四条 条例第十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く都民に周知する方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第十二条第二項の規定による勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

二 勧告を受けた者の勧告に係る事業所の住所

三 勧告の内容

四 勧告に従わなかったこと。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（調整委員会の会長及び副会長）

第十五条 調整委員会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、副会長を指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（調整委員会の議事）

第十六条 調整委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（小委員会）

第十七条 調整委員会は、条例第十一条第三項に規定するあつせんに係る調査及び同条第七項に規定するあつせん案の作成を行うことを目的に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、調整委員会の委員のうち、紛争事案ごとに、会長の指名する部会長及び部会長の指名する小委員会委員三人以上をもって組織する。

3 部会長は、小委員会を代表し、小委員会の会務を掌理する。

（小委員会の議事）

第十八条 小委員会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議決をすることができない。

3 小委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決

するところによる。

4 調整委員会は、別段の定めをした場合のほか、小委員会の議決をもつて調整委員会の議決とすることができる。

（会議の非公開）

第十九条 調整委員会及び小委員会の会議は、公開しないものとする。

（議事録の作成等）

第二十条 会長は、調整委員会の会議について議事録を作成し、部会長は、小委員会の会議について、議事録を作成する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 開催年月日

二 出席した委員等の氏名

三 付議した紛争事案

四 議事の要点

五 その他必要な事項

3 調整委員会及び小委員会の議事録は、公開しないものとする。

（庶務）

第二十一条 調整委員会及び小委員会の庶務は、福祉保健局障害者施策推進部において処理する。

（委任）

第二十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

別記
第1号様式（第2条関係）

東京都知事 殿	年 月 日
住所 氏名 電話番号	①
あっせん申立書	

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおりあっせんを求め。

- 1 差別を受けたとされる者
住所
氏名
申立者との関係
- 2 差別をしたとされる者
住所
氏名
- 3 事案の概要
- 4 求める措置の内容
- 5 その他参考となる事項

（日本工業規格A列4番）

第2号様式（第3条関係）

表

身分証明書	第 号
所属 職名 氏名	

上記の者は、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例第10条第3項の規定により紛争事案に係る事実の調査を行う職員であることを証明する。

平成 年 月 日交付
東京都知事 ①

大きさ 縦 12.8センチメートル
横 9.1センチメートル

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 (抜粋)

裏

(事実の調査)

- 第10条 知事は、前条第1項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、その職員（広域支援相談員を含む。この条において同じ。）に、当該あつせんの求めがあつた事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実を調査させるものとする。
- 2 紛争事案の当事者（前条第1項の規定によるあつせんの求めを行った者及び当該あつせんの求めにおいて第7条各項の規定に違反する取扱いを行ったとされた事業者をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。第11条第5項の規定による調査をする場合も、同様とする。

(あつせん)

- 第11条 略
- 2 略
- 3 調整委員会は、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、当該紛争事案の当事者及び関係者に対し、必要な調査を行うことができる。
- 4 略
- 5 調整委員会は、必要があると認めるときは、知事に第3項の調査の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、知事は、第10条第1項に規定する職員に当該調査を行わせるものとする。

第3号様式 (第3条関係)

表

第 号	身分証明書
	所屬 職名 氏名

上記の者は、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例第11条第3項の規定により紛争事案の解決のために必要な調査を行う調整委員会委員であることを証明する。

平成 年 月 日交付

東京都知事 ㊟

大きさ 縦 12.8センチメートル
横 9.1センチメートル

裏

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（抜粋）

（事実の調査）

第10条 略

2 略

3 第1項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。第11条第5項の規定による調査をする場合も、同様とする。

（あっせん）

第11条 略

2 略

3 調整委員会は、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、当該紛争事案の当事者及び関係者に対し、必要な調査を行うことができる。

4 第10条第3項前段の規定は、前項の調査について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第11条第3項」と、「職員」とあるのは「調整委員会の委員」と読み替えるものとする。

5 略

6 紛争事案の当事者及び関係者は、正当な理由がある場合を除き、第3項の規定による調査（前項の規定により知事がその全部又は一部を行う場合を含む。次条において同じ。）に協力しなければならない。

7 から 9 まで 略

第4号様式（第4条関係）

年 月 日
第 号

殿

東京都知事

㊟

東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会への

あっせんの付託について（通知）

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例第10条第1項の規定により、東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会に下記のとおりあっせんを付託したため、通知する。

記

1 あっせんの申立てがあつた日

2 あっせんの申立てを行った者

3 事案の概要

4 備考

（日本工業規格A列4番）

第5号様式 (第9条関係)

年 月 日
第 号
殿
東京都知事

意見陳述機会付与通知書

次のとおり意見陳述の機会を付与するので、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例第13条第2項の規定により通知する。

- 1 公表の原因となる事実
- 2 公表の根拠
東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例
第13条第1項
- 3 意見書の提出先
- 4 意見書の提出期限
- 5 備考

(日本工業規格A列4番)

東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百三十三号

東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、東京都営空港条例(昭和二十七年東京都条例第五十三号。以下「条例」という。)第一条に規定する空港(以下単に「空港」という。)の利用に係る航空機の東京都の区域内における墜落事故により被害を受けた住民に対し、航空機事故被害者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を支給することにより、迅速な生活再建を支援し、もって空港の安定的な運営に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。以下「家屋等」という。)及び当該家屋等の存する敷地内の塀、門扉その他これらに類する工作物をいう。
- 二 家財 住宅の敷地内にある日常生活で利用する物品で、知事が別に定めるものをいう。
- 三 航空機事故 空港から離陸した航空機又は空港に着陸する予定の航空機がその離陸の日又は着陸の予定日に東京都の区域内に墜落する事故をいう。

(支援金の支給)

第三条 知事は、条例第十四条の二の規定に基づき、次条に規定する者に対し、次に掲げる支援金の支給を行うものとする。

- 一 航空機事故によって損壊した住宅の建替え若しくは修繕又は住宅の購入(損壊した住宅の撤去を含む。)に係る費用(次条第一項第一号及び第二号の者に限る。)
- 二 家財の購入に係る費用

三 前二号に掲げるもののほか、迅速な生活再建に必要な費用で、知事が別に定めるもの

2 知事は、第五条の申請に基づき、知事が別に定める方法により前項各号の費用の金額を算出し、支援金の支給を決定する。ただし、支援金の金額は、別表の上欄に掲げる区分に応じて、同表下欄に掲げる金額を上限とする。

3 第一項の規定にかかわらず、航空機事故の原因が次に掲げる事項に該当すると知事が認める場合は、支援金を支給しない。

一 被害を受けた住民の故意又は重大な過失

二 戦争その他の変乱

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める事項

(支援金の支給対象者)

第四条 支援金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 航空機事故によって損壊した住宅を都内に所有している者であつて、当該航空機事故が発生した当時、当該住宅に居住していたもの(当該住民が支援金の支給を受けることが困難である場合は、その同居親族)

二 航空機事故によって損壊した住宅を都内に所有している者であつて、当該航空機事故が発生した当時、当該住宅に居住する予定であつたことが明らかであると知事が認めるもの(当該者が支援金の支給を受けることが困難である場合は、当該者と同居する予定であつたことが明らかであると知事が認める親族)

三 航空機事故によって損壊した住宅を都内に賃借している者であつて、当該航空機事故が発生した当時、当該住宅に居住していたもの(当該住民が支援金の支給を受けることが困難である場合は、その同居親族)

2 前項の規定にかかわらず、以下の者は、支援金の支給を受けることができない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

二条第六号に規定する暴力団員

二 前号のほか、知事が別に定める者

(支援金の申請)

第五条 支援金の支給を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 同一の住宅に係る支給対象者が複数人いる場合は、いずれか一人が他の支給対象者全員の同意を得た上で、支援金の申請を行うものとする。

(報告)

第六条 支援金の支給を受ける者は、第三条第一項各号に掲げる費用を支払ったときは、その結果を速やかに知事に報告しなければならない。

2 支援金の支給を受ける者は、航空機事故により請求権が発生する火災保険金その他の保険金(第三条第一項各号に掲げる費用に関する損害に係る保険金に限る。次項において単に「保険金」という。)の請求又は損害賠償金(第三条第一項各号に掲げる費用に関する損害に係る賠償金に限る。次項において単に「損害賠償金」という。)の裁判上の請求を行わなければならない。

3 前項の請求により、保険金、損害賠償金、和解金その他の給付金(第三条第一項各号に掲げる費用に係るものに限る。次条第二項において「給付金等」という。)を受けた者は、速やかに知事に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第七条 知事は、支給した支援金の金額が、前条第一項の報告において支払ったとされる費用(第三条第一項各号に掲げる費用として知事が認めるものに限る。)の金額を超える部分に相当する金額の支援金について、支給の決定を取り消すものとする。

2 知事は、支給した支援金の金額に、前条第三項の報告に係る給付金等の金額を加算して得た金額が、第三条第二項本文に規定する方法により算出した同条第一項各号の費用の金額を超える場合は、当該超える部分に相当する金額の支援金について支給の決定を取り消すものとする。

3 知事は、支援金の支給を決定した支給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一 偽りその他の不正な手段により支援金を受けたとき。

二 支援金を目的外に使用したとき。

三 支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づ

く規定に違反したとき。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が取り消す必要があると認めたととき。

(返還)

第八条 既に支援金の支給を受けている者が、前条の規定により当該支援金の全部又は一部について支給の決定を取り消されたときは、当該取消しに係る部分に相当する金額を速やかに知事に返還しなければならない。

(違約金及び延滞金)

第九条 第七条第三項の規定により支援金の全部又は一部について支給の決定を取り消された者は、前条の規定により知事に返還をする場合、当該支援金を受領した日から当該返還に係る金額を納付した日までの日数に応じ、当該返還に係る金額につき、年十パーセントの割合で計算した違約金（百円未満であるときはその金額を切り捨て、百円未満の端数があるときは当該端数の金額を切り捨てる。）を納付しなければならない。

2 前条の規定により、支援金の全部又は一部について知事に返還をする者は、当該返還に係る金額の納付期限の翌日から当該返還に係る金額を納付した日までの日数に応じ、当該返還に係る金額につき、年五パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満であるときはその金額を切り捨て、百円未満の端数があるときは当該端数の金額を切り捨てる。）を納付しなければならない。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第三条関係）

区分	上限額
第三条第一号に掲げる費用	同一の航空機事故につき 三千万円
第三条第二号に掲げる費用	同一の航空機事故につき 二百万円
第三条第三号に掲げる費用	同一の航空機事故につき 各五十万円
項目ごとに	知事が別に定める費用の

附則

1 この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた航空機事故について適用する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001